

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 30 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

厚生労働省通知の送付について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、下記通知のとおり「覚せい剤原料を指定する政令」に指定される覚せい剤原料に、新たに 1 物質が指定されましたのでお知らせします。

医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のために、今回指定された物質を継続して取り扱う場合には、覚せい剤取締法第 30 条の 7 第 1 号から第 5 号に規定する者の指定を受ける必要があります。

つきましては、貴会会員への周知していただきますようお願いいたします。

また、下記通知は、当課のホームページにも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）
（平成 30 年 2 月 21 日付け薬生発 0221 第 1 号）

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課
薬事指導 橘、濱田、平松
〒780-8570
高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号
TEL 088-823-9682
FAX 088-823-9137